

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成24年12月13日（木）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 4 年 1 2 月 1 3 日		開 会
		午後 3 時 1 2 分
		閉 会
		午後 4 時 0 3 分
出席者	委 員	小 林 倫 明 大 田 浩 栄 裕 明 大 崎 秀 治 小野沢 耕 一 阿 部 善 博 △森 繁 之 ○沼 倉 孝 太 小 池 義 和 小 林 正 明
	議 員	議長 中 村 昌 治 副議長 野 元 好 美 オブザーバー 市 川 圭 五十嵐 千 代 白 井 貴 彦
欠席者	な し	
説明 の た め の 出 席 者	な し	
事務局 職 員	佐藤議会事務局長 河本議事課長 小宮同課担当課長 川端同課副主幹 竹下同課主査 木幡同課主査 西原議会総務課長 渋谷政策調査課長	

協議事項	平成24年相模原市議会12月定例会の運営について
傍聴者	なし
署名	委員長 沼倉孝太

午後 3 時 12 分 開会

○沼倉委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は 10 名で定足数に達している。

本日、文教委員会委員長より、議運を開催してもらいたい旨の申し出があったので、急遽、集まってもらった。

—————◇○◇—————

平成 24 年相模原市議会 12 月定例会の運営について

○沼倉委員長 12 月定例会の運営についてを議題とする。

本日、文教委員会委員長より、19 日の文教部会を文教委員会に変更し、所管事務等の調査を行いたい旨の申し出があった。文教委員会の開催に当たり、通常の議案審査ではないことから、所管事務等の調査を行うことを文教委員会で議決し、議長に通知することが必要となる。これまで本市議会では、委員会において、議案、請願・陳情以外については審査した経過がないことから、今回、委員会を開催し、調査を行うことについては、議事運営にかかわることなので、議運での確認をお願いします。また、調査事項は、市内中学校 3 年男子の傷害事件について、目的は、学校及び教育委員会の対応を調査し、適正な学校運営に資するため、方法については、委員会を開催し、理事者の出席を求め、調査を行うこととし、期間については、議員の任期満了までとのことであった。委員会については、非公開としたい旨、申し出があった。

この件の取り扱いについて、意見等があったらお願いします。

新政クラブ。

○阿部委員 連日、マスコミ報道もされて、市民の関心も高く、また、これだけ大きな問題なので、部会ということで任意の開催ではなく、きちんと委員会の中で議論するというところで、賛成したいと思う。

ただ、付随的に、幾つか確認しなければいけない点があると思うので、それはここで協議するものではなくて、事務的な考えがあったら、それでよいと思うので、事務方の答弁を求めるが、まず、場所について、建設委員会と一緒に開催になるが、その考え。それから、議員の傍聴も多々あると思うので、第 1 委員会室ということになるのか。それから、期間は議員

の任期ということだったが、今回の件は、議論の経過で、必然的に閉会中も継続案件となる場合もある。文教委員会の後、そのような取りまとめがあれば、また、最終日等に議決するということもあるかと思うが、その流れができないのかという点。期間については、12月19日、1日の議論ということにはできないのかということ、まず確認させてもらいたいと思う。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 まず、審査の場所だが、通常、一委員会を開催する場合は第1委員会室、同時開催の場合は、2日目に当たる委員会が第2委員会室となり、今回、当初、建設委員会ということで日程が入っていたので、建設委員会が第1委員会室になる。後から入った文教委員会については、第2委員会室で開催することになる。

あと、最終議決ではないが、先ほどの文教委員会で、とりあえず、期間は議員の任期とするということで了解を得ている。その判断というのは、今回のいじめの事件、今回、中間報告ということで、その後の最終報告にいくまでに、議会としても、また文教委員会を開いて、理事者側の経過報告とかを聞く可能性があるということで、1日のみではなくて、継続性がある。通常の委員会の期間も議員の任期となっているが、それにあわせて、議員の任期ということで表記したものである。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 中間報告の状況とか内容で、この期間ということ、開催場所も了解した。

あと、議会運営の中では初めてというか、これまでなかった案件かと思う。特に、インターネット中継が始まってからは、なかったと思う。規定では、議案審議にかかわる部分はインターネット中継するということだったが、部会として想定していたものを委員会で議論するというように、文教委員会が、事件の重みについて、前向きに、積極的に考えている部分だと思う。こうした文教委員会の姿勢を考えれば、通常の議案審査と同様に、インターネット中継をしていくような形がいいのではないかと思う。

それから、今回、議案がないところで委員会が開かれるということで、特殊な例だが、部会のあり方とか、委員会の議員間討議とか、これまでも、

議会改革も絡めながら、多々、議論してきた。委員会の権限を強めて、議会の役割をしっかりと果たしていこうという取り組みは、前向きにしていかなければいけない部分だということで評価しているが、ただ、部会に出ているものを全部委員会にとか、案件ごとにとらえ方があると思うので、やはり、今後このような案件が出た場合は、できれば議運で、議会全体の話として、今回の例が前例になって、全て今回の例に倣ってということではなくて、今回の件は今回の件として、インターネット中継も日程等もそうだが、やはり議会として、当面は議運で確認しながらやっていかなければいけないと思っているので、こちらも確認してほしいと思う。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 文教委員会の委員長から、議運で確認をお願いするということなので、議運としては、部会から委員会へという扱いについて確認するだけでいいのではないかと思う。非公開とか任期とかは、文教委員会の中で、最終的に結論を出すことではないかと思う。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 今、市民連合からあった話について、言葉じりについて確認したい。文教部会を傍聴させてもらったが、公開、非公開ということは、文教委員会の中で秘密会とするのかどうかということだと思うので、議会運営委員会としては、非公開の委員会という言い方をされてしまうと、そういうものは存在していないというか、規定のないところだと思うので、もし秘密会となるのであれば、文教委員会の中で議決をして、この条例にあるとおりの手続でやってもらう。結果として、当然、そこからは非公開だが、その前段部分というか、委員会自体は公開のものだし、また、議案審査のみインターネット中継すると言っていたところも、例えば、日程調整とか、さまざまなものも委員会の中であって、そうした議案と関係ない部分はインターネット中継しないというだけで、規定は、それ以外はしないということではなくて、これまで、所管事項の調査については、インターネット中継あるなしという事案自体がなかった。今回は、中身を考えれば、インターネット中継するのが当然と考えているので、そこだけは確認してもらいたいと思う。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 基本的には、同じ認識だと思う。私も文教部会を傍聴していたが、意向確認という表現になるのか、非公開ということと言われていたので、そのまま使ったが、議会運営上は、本来は基本的には秘密会しかないという認識で、そのとおりだと思う。それは文教委員会の中で決めることだと思う。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 今言われたとおり、非公開という言葉はなく、秘密会ということになろうかと思う。先ほど新政クラブからもあったが、委員会にして、非公開というのはあり得ない。残念ながら、先ほど文教部会を傍聴しなかったが、どういうことか。まして、公開するというのが時流、世の中、全国の議会の流れになっている中で、なぜ非公開、なぜ秘密会、逆行する方向を選んだ理由がわからない状況である。したがって、一步譲って新政クラブの言うことに賛同するが、議運で非公開を認めるということはありませんというように認識している。

もう1点、先ほど新政クラブからもあったが、相模原市議会では初めてのことだし、今回の取り決めに前例とすることはどうかと思う。平たく言うと、試行錯誤の中の一例ということにとどめてもらいたいことを、皆さんで共有しておかなければならない。これは厳しくくぎを刺しておきたいと思っている。正直、今の話を聞いていて、頭の中には、非常に不安というか、心配事がある。再度、非公開の委員会はありませんということを言っておきたいと思う。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 文教委員会で決まったのは、あくまで、秘密会ではないと解釈している。秘密会の場合は、中身が全然外に出ないわけで、内容を漏らした場合は、それなりの処罰があるが、文教委員会で言われた非公開というのは、傍聴を認めないという会議形態だと思われるので、会議録については公開されるというのは違ってくるかと思う。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 認識としては、先ほどの説明では、文教委員会の委員長から、文教委員会委員の半数以上の請求をもって、19日に予定していた文教部会を文教委員会として開催してほしいという要請があつて、議運と

しては、それにかかわる議事日程の諸課題について結論を出していきたいということで、この会議に臨んだが、今の話を聞くと、そもそも秘密会の話というのは、傍聴していて感じたことだが、文教委員会の権限の中で、秘密会になるということは当然あり得るが、非公開の委員会というのは、文教委員会には全くそんな権限はなくて、議会運営の話だから、そういうような話はないということを言わせてもらって、傍聴者は入れないが、会議録は公開する委員会ということだと、文教部会と、どこがどう違って、どうした重みで委員会にしなければいけないのかというところを確認させてもらいたい。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 先ほど話が出ていたのは、当初、委員会にすることによって議決してもらって、その後、部会と同じではないかという意見が出たり、一事不再議みたいな話も出た中で、委員会で開催することになったと認識している。結果としては、当日の形態を見れば、今回、文教委員会で方向性を出された非公開という形式は、実質的には部会と一緒にと思われる。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 事件の重大さを考えて、委員会で議論したいということでは、まず、前向きに受けとめたいと思う。ただ、形式は全く同じだが、開催は委員会にしてほしいということだと思うが、委員会の中で、傍聴者を外すような秘密会でなくて、傍聴者だけ許可するという形式について、どういう規定で、今、議運にかかっているのかということを確認したい。私はそういう規定があるかどうか分からないが、その辺はどのようになっているか、事務局に確認できるか。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 今までの相模原市議会の通例では、委員会については許可制ということで、冒頭に許可を諮って、実際的には、全て傍聴を認めてきたと思う。最近の例では、インターネット中継が始まったことで、委員会では許可を諮らないで、事前に委員長の許可を諮って、最初から傍聴人が入る形になっている。ただ、あくまで許可制ということは残っており、会議の冒頭では諮らないが、事前に委員長の許可が出なければ、傍聴

はできないことになる。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 ということは、傍聴の可否については文教委員会委員の皆さんが決めることで、今、議運で審議している文教部会を文教委員会として開催するということについては、流れとして、きょう、この議運が終わった後、調査事項の議決があると思うが、それはあくまで手続的なものと認識しているので、19日になってから、文教委員会の議事進行の中で、そのような手続がある場合もあるということは通常の委員会と同じだと思うので、それは議運で確認するという事ではないと思う。その部分は全く触れないということで、部会と同じということ自体、結果、そういう進行があるにしても、議運では確認しないということであれば、当然、文教委員会が決めることをここで決めるわけにはいかないで、文教委員会を開催するということであれば、私どもは、それはいいことではないかと思う。当然、やる以上は、インターネット中継もするし、傍聴については、今、傍聴を入れない意向もあるということは聞いたが、あくまで意向があったという程度にとどめて、そのことを議運で確認するという事は、ややおかしいと思うので、通常の委員会を開催する。ほぼ同様の内容でインターネット中継も行うということは、新政クラブとしては、事件の重みを前向きにとらえるということで、いいのではないかと思う。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 大体、新政クラブがまとめてくれたと思う。要するに、先ほど文教部会が開かれて、19日の部会を委員会として開催したいということだけで、どういう形態にするかは、当日あるいは議運を開いた後の文教委員会委員皆さんの専権事項で、我々がとやかく言う筋合いはないということではないのか。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 秘密会にするかと傍聴を入れる入れないだけは文教委員会で決めることだが、インターネット中継とかは議運で確認することである。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 きちっとしないといけないと思うが、仮の話で、

非公開となると、インターネット中継もされない、類推だが、それは文教委員会が決めること。だけど、インターネット中継をやるかやらないかというのは、そもそも、それも含めて文教委員会で決めて（「違う」と呼ぶ者あり）確かに、議運の一つの意向だと思うが、非公開という言葉が出ている以上は、基本的には、公開しないことが前提で解釈せざるを得ない。その辺はどうか。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 非公開になれば、インターネット中継もなしというのはいいと思う。ただ、インターネット中継は議案の審査のみ行うという規定になっているので、規定どおりにいくと、今回は議案の審査ではないから、インターネット中継はなしという言い方もできるが、そもそも、インターネット中継は議案の審査のみと言っているのは、議案の審査以外にも、日程調整とか、市民に見せなくてもいい話もあるだろうということで決めたはずだと認識している。となると、今回の文教委員会は、部会よりも重みのある委員会で、きちっと議論しようという話だと思うので、その重みを考えると、傍聴に来られない人たちに同じものを見せようというインターネット中継の趣旨を考えれば、当然、傍聴に入れるのであれば、今のところ、規定自体がない話なので、それはオーケーにしよう。文教委員会で、秘密会にするとか、傍聴を入れないという議決があれば、傍聴者を入れない扱いは、私たちも同じ認識である。初めから委員会の権限としてしまうと、インターネット中継なしの議論すらない状況なので、議運としてはないが、議会運営としてどうするのかという確認がまず必要なので、それは、ありでいいのではないかとということである——ありというのは、傍聴を入れないのに、ありと言っているわけではない。ありなしの話をする権限を与えてもいいのではないかとという話なので、これが前提ではないと言っているのは、今、規定がないので、規定自体は、これから話し合っていかなければいけない。それが前提で、次も同じにしようではなくて、それは別途話し合おうという話をしたということで、インターネット中継については、きちんと確認しなければいけないということである。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 今聞いた範囲で、理解が不十分な点もあるかもし

れないが、要するに、イメージとして具体的に言うと、インターネット中継の規定は未確立、これは共通の認識である。例えば、文教委員会を開いて、当然、そのときは公開されているので、インターネット中継をする。その中で、例えば秘密会にするという結論が出たら、そこからはインターネット中継はしないという確認でいいということか。（「そうである」と呼ぶ者あり）それはそうである。

○沼倉委員長 他に発言はないか。――

それでは、ただいま協議してもらった内容について確認する。

まず、19日の文教部会を委員会とすることについては異議ないか。（「はい」と呼ぶ者あり）

もう一つ、インターネット中継については、規定が確立されていない。文教委員会に、公開、非公開、インターネット中継も含めて（「通常の委員会と同じなので、それとは関係ない話」と呼ぶ者あり）

議事課長。

○河本議事課長 インターネットによる放映は、議案、請願・陳情を審査するために開催される次の委員会等とするということで、常任委員会については、正副委員長の互選等、委員会内人事を行う場合を除くということで、インターネット中継を開始する際に、議運で了解されている事項である。今回の文教委員会の案件は調査事項となるので、議案とは異なるという認識である。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 だから、それと重みは全く一緒なので、規定がないから、インターネット中継をどうしようかということだと思う。今回に限っては、やって当然ではないかという発言をしたので、そこは諮って決めてもらいたいと思う。当然、これからも同様のことがあったら、前向きにやってもらいたいと思うが、前はこうだったから、次もこうということではなくて、規定はないので、その件については、別途、議論が必要だと思っている。それを前例ということで、そのまま慣例というようには受けとめないということである。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 基本的に、インターネット中継は議案、請願・陳

情審査に限定されるという前提になると、今回は対象外というのが自然の論理的な結論ではないかと思うので、むしろ、やらないのが今までの取り決め事項の帰結という感じがする。当日、公開するか秘密会にするかは文教委員会の所管だが、ここで新政クラブから提案がなければ、インターネット中継はやらないという結論、議論しなくても確認ということになるが、逆に、新政クラブからは、やる方がいいということだったから、やるということ、あえて、ここで結論づけるのがいいかどうか、その辺についてはどうか。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 まず、そもそも、この案件自体、調査事項について委員会をするということが初めてのケースということで、それに伴って、委員会の重みをこれだけ考えて、部会でなくて委員会でやろうとわざわざ言ってきたことなので、当然、部会と違うのは、傍聴も入るし、告知もするし、世間にもアピールするし、耳目の注目も集める。そこで、我々市議会がきちっと、子供のため、学校のため、相模原市のために委員会を開催するというので、それを傍聴も可能な委員会の中で、議案が付議されたわけではないという理由で、傍聴に来て入ることはできるが、インターネット中継はしないということは、そもそも、インターネット中継を入れたときの議論を思い出すと、やはり、それは違うと思うので、今回、新たなケースということで、議運で確認しなければいけないということだから、この後きちっと、もっといろいろなケースがあると思うが、今回、文教委員会委員の皆さん方が委員会の開催請求をした内容とか、この事件自体の重みを考えても、やはり委員会として開催する以上は、議運がインターネット中継をカットする理由は何も見当たらない。その後はわからないが、委員会の開催にあっては、議会運営としてはやって当然だと思うので、そうすべきだと思う。ただ、個々の事案は違うので、この後は、また、決まりとか、さまざまな議論はしなければいけないと思っている。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 新政クラブは本当に優しいと感じており、私の本音は、非公開はあり得ない、インターネット中継は当然、それをもって委員会にするというのが条件だというようにとらえている。委員会にするということ

は、きちんと公開するという国民の流れ、要望があるわけだから、そのようにやるべきというのが、少なくとも議運では、このルールは曲げてほしくない。新政クラブに一步譲れば、その後、委員会でどのように決めるかということまでは突っ込めないが、しかし、私の本音としては、それはあり得ないと思っている。蛇足だが、理事者は出ろ、インターネット中継はだめ、そして非公開、どういうことか、こんなことがまかり通っているのかというのが私の本音である。繰り返すが、非公開にしないで公開すること、インターネット中継をやるということ、これは条件である。

○沼倉委員長 大体、意見は出そろったか。

市民連合。

○小林（正）委員 しつこいようだが、当然、インターネット中継は、通常だったらやっていいと思う。ただ、その対象が限定されているということであれば、議運で決めてしまうのか、あるいは、今回は対象でないから、文教委員会に任せるということも、方法論としてはあり得る。どこかで結論を出さなければいけないことは間違いないが、イレギュラーな特殊な例だから、例外をどう扱うかという議論だと思うので、ここで決めるよりは、試行錯誤的なものとして、文教委員会委員の皆さんに下駄を預ける、責任逃れするわけではないが、公開、非公開、インターネット中継するしないも含めてやるという方法だって、実践的にあっていいのではないか。あるいは、ここで決めるというやり方と2つある。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 委員会の権限の中で、地方自治法からおりてきて、さまざまな条例、慣例、規則の中で定められているものについて、委員会でやるべきことは委員会の中でやらしてもらえばいいし、議会運営に関するものは、議会運営委員会の中で決めていく。その中で、これまでなかったものとか新しい事案については、議会運営として、今ここで議論しているので、そこは委員会の決まりの中で、例えば秘密会にするとか、傍聴は入れないということ是可以ので、そういうことをどうこうというのは、意向があったというのは聞いているが、その意向自体は、正式には19日に文教委員会が開かれて、その中で決められることなので、まだ決定もしていないことについて、議運の場で文教委員会の審議の話をどうこうするつもりは

ないが、ただ、インターネット中継という仕組みがあつて、準備もしなくては行けなくて、文教委員会で、その場で、きょう、しようとかしないということは、インターネット中継だけについてというのはあり得ないことだと思うし、先ほど議事課長の話にもあつた傍聴を入れないでやろうということは許可しないということは規則としてあるので、そのところで傍聴を入れないことと、インターネット中継をしないという結論が出るのであれば、それは文教委員会の中でしてもらえばいいと思うが、その前に、規則としては、議案の審査でないので、正確に読んでしまうと、インターネット中継はないということになってしまう。だから、委員会を開催したけど、インターネット中継はなしというのは余りな話だと思うので、やはり、議運でインターネット中継はあると確認しなければいけないと思うので、ぜひ、ここで諮って決めてもらいたいと思う。

○沼倉委員長 今、新政クラブ、また、事務局から説明があつたとおり、委員会で決めることは委員会に、インターネット中継に関しては、初めてのことなので、ここでインターネット中継を縛るという選択肢はないということで、インターネット中継もありという確認だけは、とっておいてほしいということである。当然、それを放映するしないは、文教委員会で決めればよい話だろうと思う。

そこでお諮りする。（「委員長」と呼ぶ者あり）

市民連合。

○小林（正）委員 しつこいようだが、今の委員長のまとめの最後の言葉だが、インターネット中継するしないは委員会が決められるということだと、新政クラブが言われているのと、ちょっと違うのではないか。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 インターネット中継するしないを文教委員会で決めるのではなくて、傍聴と同じ位置づけで、傍聴を許可しないということであれば、必然的にインターネット中継もなくなるというのは、ほかの通常の委員会と同じ認識と置いていいと思う。

○沼倉委員長 初めてのことで、ちょっと複雑な部分がある。

また、もう一つ、附帯条件というか、これが当たり前ということにならないようにと公明党から確認事項もいろいろとあつたが、それも含めて、

まず、インターネット中継を行うという確認をさせてもらいたいと思う。

（「委員長」と呼ぶ者あり）

市民連合。

○小林（正）委員 正副委員長で整理してもらった方がいいのではないかな。決して混乱させるつもりではないが、ポイントだけ、2点ぐらいだと思う。（「言い方としては、ネット中継するでいい」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 そうですね。（「その後の話、規定がない話をどうするかという議論である」と呼ぶ者あり）

議事課長。

○河本議事課長 新政クラブが言われたのは、先ほど私が説明したインターネット中継については議案等に限るということになっているものを、それ以外でも可能にするということで、その確認ということ（「違う」と呼ぶ者あり）済まない、失礼した。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 私から述べさせてもらったことは、まず、その規定自体が、今回のようなケースを想定した決まりだというようには認識していないので、ないからなしということではなくて、位置づけ的には、議案の審査とほぼ同等というか、それに準ずるものだと思っているので、議運から、規定に入っていないから、インターネット中継はなしというのはおかしいと、まず思っている。そこにこういうものが入っていない理由としては、なぜ議案とか陳情の審査というようにしたかということ、何度も言うが、ほかの委員会の中でも、市民にオープンにして、意味があるものないもの、議会日程の調整をみんなで手帳を見たりするものを放映する必要はないという議論をした記憶があるので、そういう認識である。それと今回の委員会が同じかということ、全く違うものだと思うので、その部分まで、規定がないから、インターネット中継をしないということではなくて、新しいものには新しい議論で、どうしていくかと考えたときは、当然、通常の議案審査と同等の委員会を開催してほしいという要請があった以上は、議運として、インターネット中継の準備をして、市民にも告知して、委員会としてきちんとやろう、文教委員会の皆さんの思いを後押ししようという気持ちなので、今回は、ぜひインターネット中継は認めて、準備してほしい

ということである。ただ、次にまた同等のものが出たときに、あのときやったから今回もやるではなくて、規定にないものは、やはり規定の中身をどこかで別途議論して、きちんと決めようという発言をした。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 新政クラブの言われたことは理解した。ただし、当該の文教委員会が最終的な判断をすることであると、そこまで（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 ただし、当該の文教委員会が判断することだというのは、この規定の中にある範囲で、通常の委員会でもできることである。その部分は規定にあるので、確認する必要がないと私は思っていた。なぜかという、インターネット中継は規定がないので、議会運営員会で皆さんが確認しないと、ない話を何でそうになっているんだというところは委員会の権限でもないから、議会運営として、今、話し合いをしなければいけない。ただ、これは時間的にも緊急性のある話なので、別途、規定としては、じっくり議論したい。ただ、秘密会を行うとか、傍聴を入れないということは、今までの慣例とか決まりにのっとって、文教委員会の皆さんが19日に判断できるということなので、文教委員会の皆さんの権限を議運から縛ることはないと思うので、あえて、できるとかできないということは確認しなくても、通常どおりということなので、インターネット中継の部分だけ、するという事で確認してもらいたい。

○沼倉委員長 今、いろいろと説明があった。端的に、インターネット中継することに異議ないか。（「済まない」と呼ぶ者あり）

みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 要するに、インターネット中継の対象を広げたいという意味で、その広げる対象が何であるかというところを明確にしてもらえないか。（「違う」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 対象を広げたいのではなくて、まず、今回、インターネット中継の議論をしているのではなくて、調査事項について、委員会の権限として、所属委員の半分以上の請求によって委員長に求めることができ

るので、文教委員会の皆さんから、部会ではなくて、委員会の開催を要求された。それに伴って、さまざまな諸課題があるので、議会運営委員会で確認してもらいたい点があるということで、今回、招集されたと認識している。まず、日程や場所、議会運営の件では納得した。1点、これまでなかった部分は、議案や請願・陳情審査ではインターネット中継を行っていたが、今回、その規定がここには当てはまらないので、それをするのかしないのかという部分はここで話し合わなければいけないが、その対象を広げるかどうかということで、議会運営のあり方全般について、今後の縛りとなるような規定の話を、こんな緊急の場でするのはおかしいというか、もっとしっかり議論しなければいけないというように考えている。ただし、19日に委員会をしたいという文教委員会の皆さんからの申し入れがあったので、当然、委員会にしたという重みは、傍聴も入れて、市民にオープンなところで議論しようということだったので、通常の議案とか請願・陳情審査で行っている傍聴者が入るのと同じような扱いをしているインターネット中継は、現状できない状態になっているので、議会運営として、今回はしてもいいということは、決しておかしくないし、むしろ確認していかなければならないことなので、今回に限っては、インターネット中継はできる。そのかわり、今後については、やはり、きちっと時間をとって議論しなければいけないのではないかという話をさせてもらった。

○沼倉委員長 みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 要するに、今回1回に限って、その対象を広げたいということか。（「そうである」と呼ぶ者あり）了解した。

○沼倉委員長 いいか。

市民連合。

○小林（正）委員 当然、言わずもがなのことかもしれないが、要するに、文教委員会開催の冒頭は、インターネット中継する。そして、途中でどういう変化があるかわからないし、あとは文教委員会の皆さんが決めることだが、ここで、インターネット中継することができる対象として確認しておくだけでいいのか。議運で、しなければいけない、した方がいいという意向を確認するかどうかの最終判断……。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○阿部委員 文教委員会で傍聴を入れないという判断がなされれば、インターネット中継はないし、通常、委員会を開催するときは、傍聴者は初めからいるので、そうであれば、当然そうなる。通常の委員会と進行を変えるということは確認していないので、通常どおりというように認識している。

○沼倉委員長 いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、インターネット中継するということは異議なしということで確認した。

所管事務調査の実施については、調査事項、目的、方法及び期間を定め、調査すること、以上のとおりとすることで異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議ないので、そのように決定する。

そのほか、何か発言等があったらお願いします。

新政クラブ。

○阿部委員 19日に文教委員会を開催することはわかったが、この後、議決等で文教委員会を開催するというように承知しているが、流れだけ確認したいと思う。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 今、文教委員会の皆さんには待機してもらっているので、議運終了後、文教委員会を開催して、調査事項、日時と方法、期間等を含めて議決する。議決が終わったら、その内容を議長に通知するという形で委員会が成立する。

○沼倉委員長 いいか。――

以上で本件を終わる。

次回の議会運営委員会は、12月20日本会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午後4時03分 閉会